

小坂町 景観計画

平成26年3月
小坂町

はじめに

小坂町は、秋田県の北東端に位置し、国指定特別名勝・天然記念物「十和田湖」の豊かな自然景観と明治期から栄えてきた鉱山町としての面影を色濃く残す鉱山景観を今に伝えているまちです。

鉱山繁栄の象徴的建造物である「康楽館」「小坂鉱山事務所」は、町が企業から譲り受け、修復及び移築復原を行い、現在は国の重要文化財に指定されております。

町では、これらの建物を含めた一体を鉱山文化の継承された近代化産業遺産群として、整備・保存に取り組んでおります。先人が残してくれたこの貴重な財産を後世にそのまま残すためには、ある程度の規制を設けながら守っていく必要があると考えております。

国は、平成16年6月に「景観法」を制定しました。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するとともに、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造により、活力ある地域社会を実現することを目的としているものです。

町は、平成21年10月に秋田県との協議を行い、景観行政団体に移行しました。それに伴い県の景観条例の範疇より外れることから、独自の条例の制定を行ったところであります。

策定にあたりましては、専門家の皆様により「小坂町景観計画策定委員会」を設置し、貴重なご意見をいただき計画書を作ることが出来ました。観光立町を目指す小坂町にとって、景観は重要なツールでありますので、この計画書に基づきながら小坂町の豊かな自然、文化を後世に伝承していきたいと考えております。

結びにあたり、貴重なご意見をいただきました策定委員の皆様にご心より御礼申し上げます。

平成26年3月

小坂町長 細 越 満

目 次

1. 景観計画策定の考え方	1
1.1. 景観計画とは	1
1.2. 景観計画の位置づけ	2
1.3. 策定体制	3
1.4. 景観計画の見直しについて	3
2. 景観特性の整理	4
2.1. 広域的な立地条件	4
2.2. 景観資源の整理・把握	5
3. 景観形成における課題	19
3.1. 景観の保全に向けた課題	19
3.2. 景観の修復に向けた課題	20
3.3. 景観の創造に向けた課題	20
3.4. 景観の活用に向けた課題	21
4. 景観計画	22
4.1. 景観の将来像	22
4.2. 景観形成の基本目標	23
4.3. 景観計画区域と地区設定	25
4.4. 重点景観形成地区	27
4.5. 景観形成の方針	28
4.6. 景観形成基準	32
4.7. 景観資源等の質的向上に関する事項	44
4.8. 景観計画推進方策の検討	46
附 資料編	資料-1

1. 景観計画策定の考え方

1.1. 景観計画とは

(1) 景観法と景観計画

「景観法」は、国の政策である「美しい国づくり政策大綱」と「観光立国行動計画」がまとめられたことを受けて、平成16年6月に定められた法律です。これまで地方自治体が独自に進めてきた景観づくりに関わる取り組みを「景観法」に基づいて行うことが可能となりました。

「景観計画」は、景観法第8条の規定に基づく法定計画であり、潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力のある地域社会の実現により地域の健全な発展に寄与するため、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

(2) 景観計画策定の目的

小坂町の景観は、小坂鉱山を核とした鉱山町景観に加えて、市街地を取り巻く豊かな緑や十和田湖などの美しい自然景観に加えて、明治百年通りや近代産業遺産がおりなす歴史的な景観、国道282号沿道の市街地景観など、多様な要素から構成されており、これらが町域の特徴ある景観を形成しています。

しかしながら、これらの景観を良いものにしたい、残したいという思いはあっても町民共通の目標や具体的なルールがなく、また法的な実効性が必ずしも高くないため、土地の利用のしかたや建物の建て方への景観的な配慮を「お願いする」ことしかできませんでした。

「景観計画」では、このように美しく魅力ある景観を守り活かしていくとともに、潤いのある豊かな生活環境の創造や個性的で活力のある地域社会の実現により地域の健全な発展に寄与することを目的に、景観に関わるまちづくり施策の指針として策定するものです。

(3) 景観計画の意義

私たち町民にとっての本町の景観は、普段から見慣れたあまりにも身近な存在であるため、その価値を見逃しつつありますが、来訪者は春の桜、夏の緑、秋の紅葉など季節とともに彩りを変える山々や鉱山の歴史を残す景観に良きふるさと感じています。

景観計画に基づく風景づくりは、こうした地域固有の景観を再確認し、その価値の重要性を認識するとともに、地域への愛着や誇りを高め、様々な取り組みへの動機づけとなります。

また、町民・事業者と行政の適切な分担と連携のもと様々な取り組みを実践することにより、本町の良い景観形成を実現することが可能となります。

その結果、地域の印象や魅力が高まることで、「ひと」と「まち」が輝く「躍動する小坂」としてのブランド力の向上や来訪者の増加など、広く地域活性化やまちづくり推進に繋がることが期待されます。

(4) 策定主体

「景観計画」は、景観行政の担い手となる「景観行政団体」が作成することになっており、平成21年10月に景観行政団体となった本町が策定主体となります。

1. 2. 景観計画の位置づけ

景観計画は、上位計画である「小坂町第5次総合計画」や「小坂町都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら景観の特性や課題を明らかにし、良好な景観の実現に向けた考え方やその方向を定めるとともに、実現のための方策及び手段を明らかにする「景観部門のマスタープラン」として、町民の意見を反映させながら創意工夫のもと策定しました。

景観計画は、本町の良好な景観づくりを進めるための景観的な配慮を町の他の行政分野が進める施策や町民、事業者が行う土地利用や建築行為等に求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の安全性などそれぞれの施設が本来持つべき機能は、当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準は、これらの機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものです。

このことから、今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき他の部門別計画との整合や事業などとの調整のもと取り組みを進めることとなります。

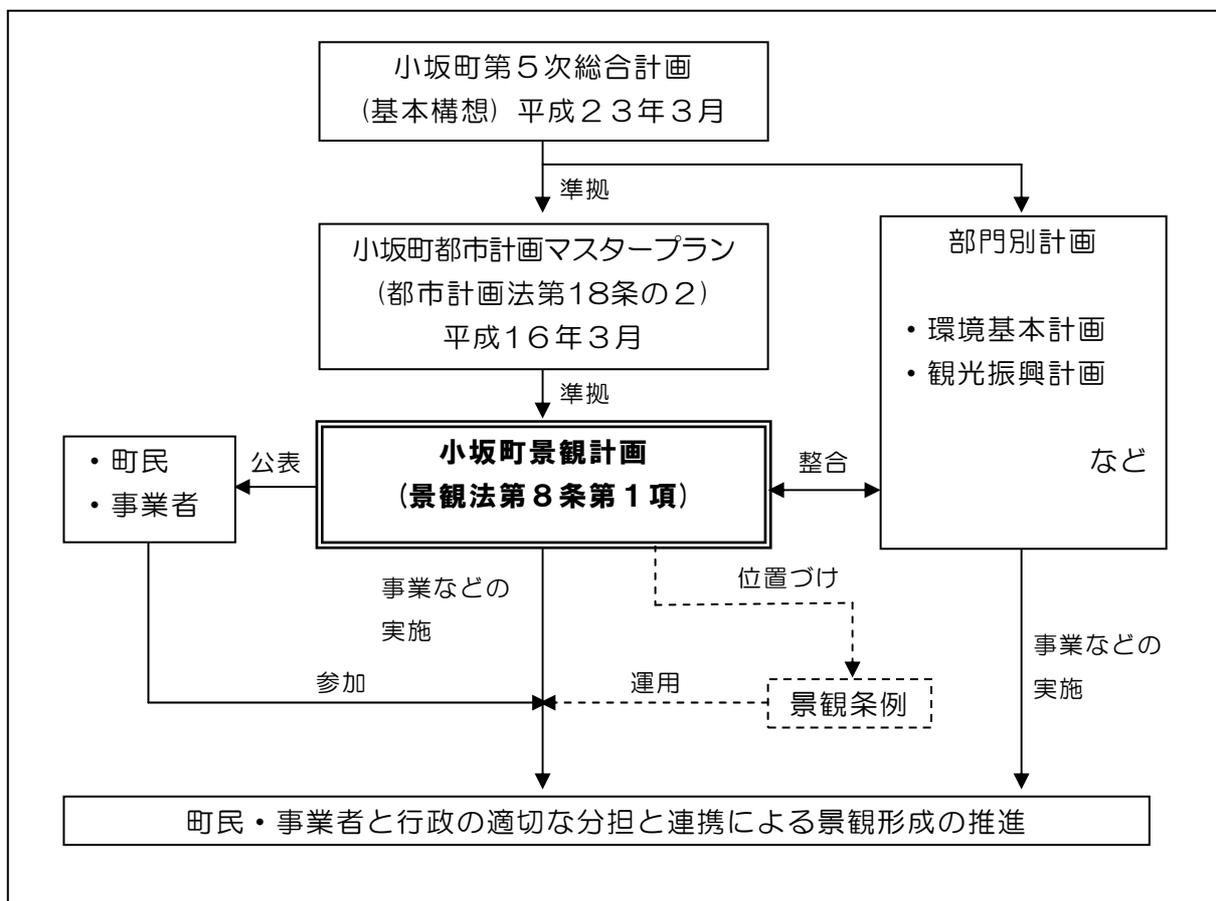


図 1-1 景観計画の位置づけ

1.3. 策定体制

景観計画の策定にあたっては、町民と行政の協働が不可欠であり、その指針となる「小坂町景観計画」には、町民と行政が共有する本町の景観特性、景観づくりを進める上での課題、今後の景観のあり方が明示される必要があります。

このため、景観計画は町民の代表が参画した「小坂町景観計画策定委員会」での審議を経て、次の体制で策定を進めました。

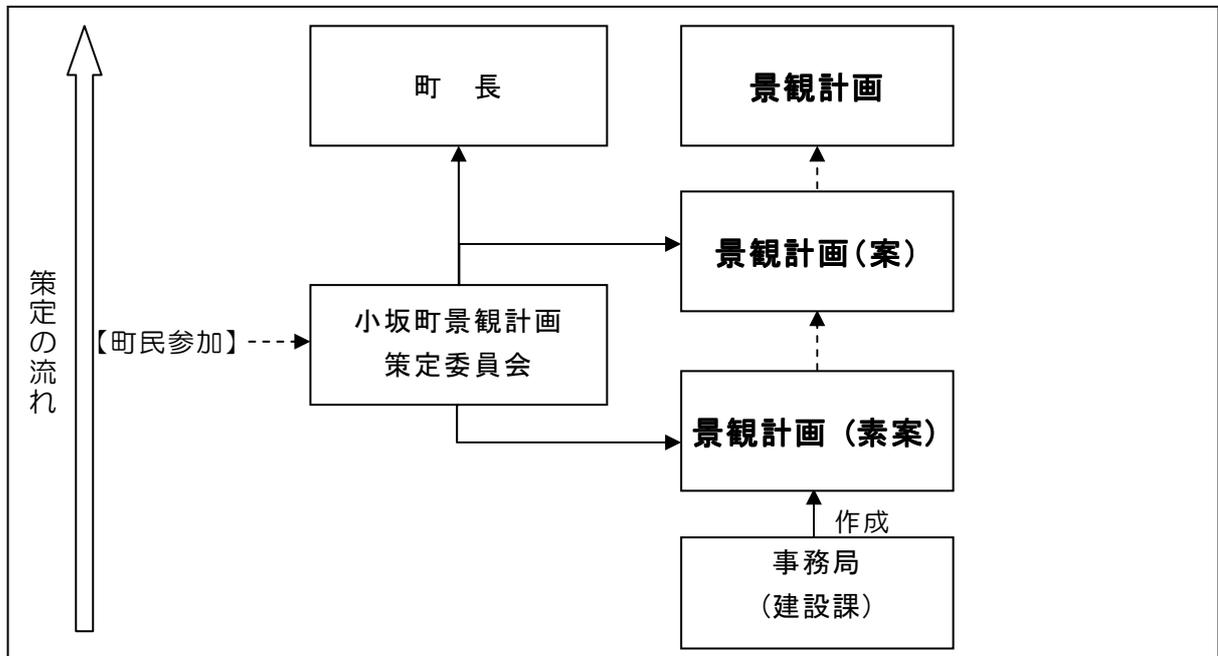


図 1-2 景観計画の策定体制

(1) 小坂町景観計画策定委員会

学識経験者、各種関係団体代表、住民代表、行政関係者からなる「小坂町景観計画策定委員会」を設置し、景観計画を総合的かつ専門的な見地から検討しました。

1.4. 景観計画の見直しについて

本町の良好な景観を将来にわたって守り活かすため、景観づくりは長い時間をかけて実施する必要があります。本町の景観づくりにおける基本的な方針となる本計画は、取り組みの進み具合や新たな課題への対処、町民・行政などの景観に対する意識の高まりなどに対応し、この景観計画自体が発展成長するよう適切に見直しを行わなければなりません。

このため、景観づくりへの新たな課題が生じた場合などにおいては、「小坂町総合計画」や「小坂町都市計画マスタープラン」などの上位計画と整合性を図りながら、実情に即した計画の変更を必要に応じて行うものとします。

2. 景観特性の整理

2.1. 広域的な立地条件

本町は、秋田県の北東部に位置し、東は青森県十和田市、北は青森県平川市、西は大館市、南は鹿角市に囲まれています。北東北三県（秋田県・青森県・岩手県）のほぼ中央に位置しており、気候は山間盆地特有の内陸型で、積雪寒冷地となっています。

町土の約7割が森林であり、多くが国有林で占められています。中央部には米代川の支流である小坂川が流れ、北東部には国の特別名勝・天然記念物に指定されている十和田八幡平国立公園の「十和田湖」があり、日本でも有数の自然に恵まれた地域です。

面積は、明治4年の廃藩置県以来、境界が決まっていなかった十和田湖の境界が平成20年12月に決定し、現在は201.95km²となっています。

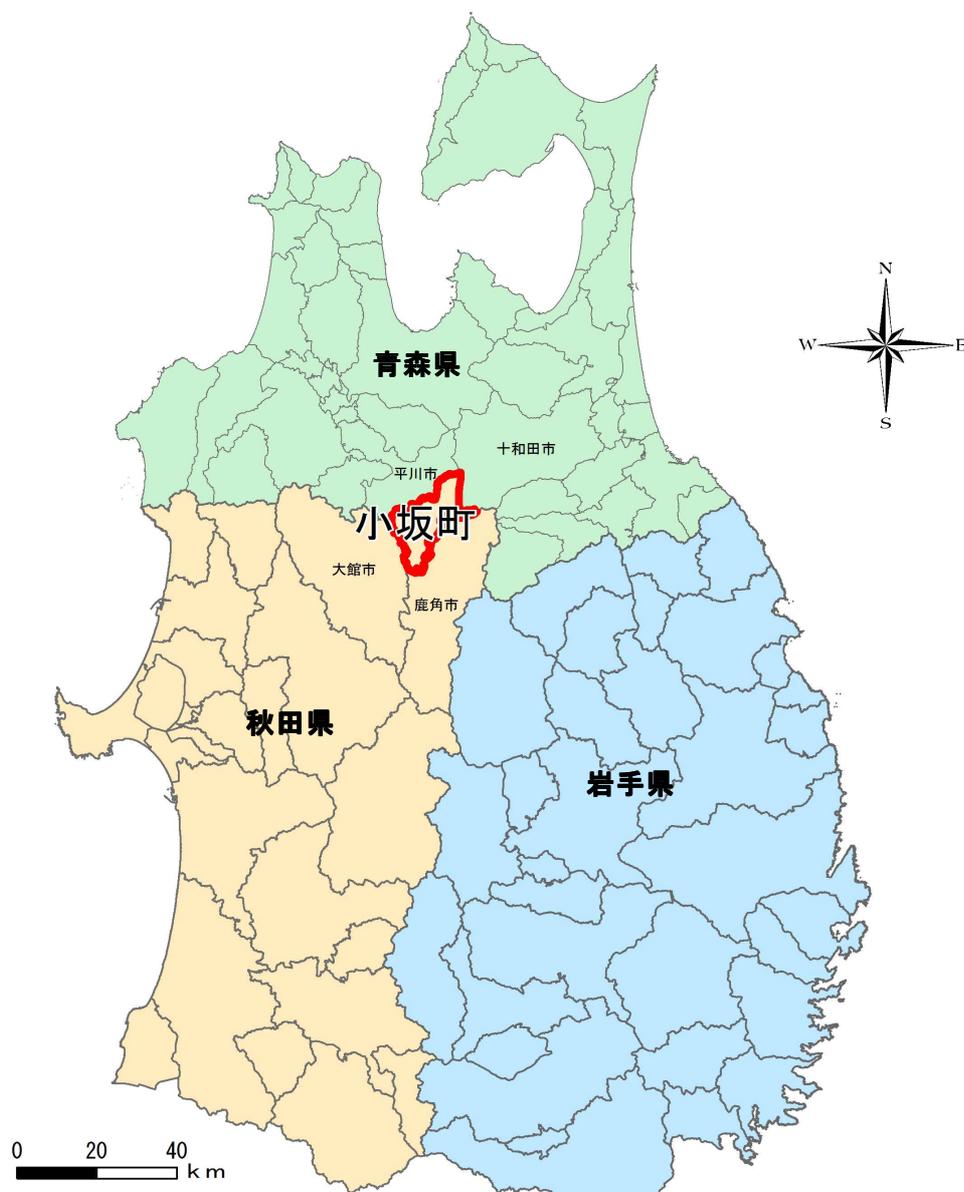


図 2-1 本町の広域的な位置

2.2. 景観資源の整理・把握

本町の景観特性を把握するために、景観資源を「性質要素」と「形態要素」から下表のように分類し、その特徴を整理します。

表 2-1 景観資源の分類（性質要素）

性質による分類	内 容
自然的景観資源	<p>基本的な景観の骨格を形作り、地域特性に多大な影響を与える自然的な景観資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山景：独立峰、山並みなど ・ 水景：河川、湖沼、水路、わき水など ・ 緑景：特色ある樹林地、農地、銘木、自然公園、街路樹など
歴史的景観資源	<p>過去の社会・経済やまちづくりの状況など、先人たちの暮らしを伝えてくれる歴史的な景観資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社寺（建造物） ・ 歴史的建造物 ・ 古墳、遺跡 ・ 古道、道標など ・ 祭礼、民俗芸能
都市的景観資源	<p>現在の社会・経済やまちづくりの状況など、私たちの暮らしが反映された都市的な景観資源</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要公共公益施設 ・ 民間大規模施設、産業施設（大規模店舗、大規模工場、工業団地、商店街など） ・ 交通施設（道路、鉄道、橋梁） ・ 特色ある街並み

表 2-2 景観資源の分類（形態要素）

形態による分類	内 容
点的景観資源	<p>形態的な特性が際だっており、その場所を象徴的に伝えるもの、目印となるもの</p>
線的景観資源	<p>境界となって景観を視覚的に限定するもの、景観の骨格を形成するもの、動いて見ることで、連続的に景観を認識するもの</p>
面的景観資源	<p>同質性や類似性からまとまりのあるもの、周囲との異質性から際だった特性をもっているまとまり</p>

(1) 自然的景観資源の整理・把握

本町の自然的景観資源について、以下のとおりに整理します。

① 自然的景観資源の分類

表 2-3 自然的景観資源の分類

	点	線	面
山 景	独立峰	稜線	谷戸
水 景	わき水	河川、水路	湖沼、ダム湖
緑 景	古木・銘木	街路樹、並木、遊歩道	特色ある樹林地・植生、農地、自然公園など

表 2-4 分類別の自然的景観資源

	点	線	面
山 景	長引山、白地山など		豊富な森林
水 景	七滝、砂子沢ダムなど	小坂川、荒川、無数に存在する沢	十和田湖
緑 景	旧工藤家のくぬぎなど	樹海ラインの沿道の道路景観、明治百年通りのアカシア	十和田八幡平国立公園、白地湿地帯など

② 自然的景観資源の概況

●山景

・十和田湖の西岸に位置している標高1,034mの白地山(しろじやま)は、湖を取り囲む外輪山の一つであり、山頂付近には「白地湿地帯」が広がり、キンコウカ・ワタスゲ・ヒメシラクナゲなど高山植物が自生しており、良好な自然景観を有しています。

●水景

・小坂川(米代川水系)の上流・荒川に合流する地点にある日本の滝百選の七滝は、その名のとおり、7つの滝によって約60mの落差があり、滝の下まですぐに行くことができるためその滝の迫力を体感できます。また、滝とともに春は新緑・花、秋は紅葉などと四季折々の景色を見ることができます。

・十和田湖は、十和田火山の噴火で形成された二重カルデラ湖であり、水が見せる千変万化の景観を有しています。

●緑景

・明治百年通りの歩道にあるアカシア並木をはじめ、町内全域で500万本といわれるアカシアは、かおり風景100選に選ばれるほど、やすらぎを与えるすばらしい景色を創出しています。

・旧工藤家の敷地内にあるくぬぎは、推定樹齢は300年であり、小坂町を代表する巨木です。

・国立公園に指定されている十和田八幡平国立公園は、新緑、紅葉の名所としても知られており多くの観光客が訪れます。



▲七滝



▲十和田湖



▲明治百年通りのアカシア並木



▲旧工藤家のくぬぎ

(2) 歴史的景観資源の整理・把握

本町の歴史的景観資源について、以下のとおりに整理します。

① 歴史的景観資源の分類

表 2-5 歴史的景観資源の分類

	点	線	面
社寺	神社、寺院		
歴史的建造物	城跡、旧居跡	旧鉄道など	
古墳・遺跡	古墳、遺跡		
古道・道標・宿場等	一里塚	旧街道	宿場跡、鉱山跡など
祭礼・芸能等	祭り、民俗芸能		

表 2-6 分類別歴史的景観資源

	点	線	面
社寺	出羽神社、七滝神社、山神社、曹源院、鏡得寺など		
歴史的建造物	旧小坂鉱山事務所、康楽館、天使館、旧小坂鉱山病院記念棟、小坂町消防団屯所、旧小坂駅、旧工藤家、十和田ホテル本館など	旧小坂製錬小坂線、明治百年通り	
古墳・遺跡	荒川館跡、新山堂跡、和井内ヒメマス心化場跡、可児吉雄之碑、十和田山青龍大権現碑など		南部藩秋田藩境塚、鴉鉱山製錬所・選鉱場跡、十和田火砕流堆積層露頭
祭礼・芸能等	出羽神社権現舞、濁川の虫送り		

② 歴史的景観資源の概況

●社寺

・小坂町で最も由緒ある神社の出羽神社をはじめとして、社寺は、町域のほぼ全域に分布しており、各地区の尊い歴史が感じられます。

●歴史的建造物

・明治百年通り周辺には旧小坂鉱山事務所、康楽館、天使館などの多くの建築物が指定文化財に登録されており、町内で最も重要な歴史資源となっています。

・旧小坂製錬小坂線は1908年に開通した鉄道であり2009年に全線が廃止されるまで約100年運営されていました。

●古墳・遺跡、碑・墓等

・鴛鉱山製錬所・選鉱場跡は、長沢集落の北側に位置し、レンガ造りの煙突やカラミ捨て場、選鉱場の跡地等が残されており、現在も当時の鉱山の面影がみられます。

●祭礼・芸能等

・濁川の虫送りは、江戸時代から続くとされており、虫送りは、「神送り」の一種で旧南部領内各地に残っていますが、濁川の虫送りは、古い様式を伝える貴重なものです。



▲出羽神社



▲旧小坂鉱山事務所



▲旧小坂製錬小坂線



▲鴛鉱山製錬所・選鉱場跡

(3) 都市的景観資源の整理・把握

本町の都市的景観資源について、以下のとおりに整理します。

① 都市的景観資源の分類

表 2-7 都市的景観資源の分類

	点	線	面
主要公共 公益施設	官公庁 学校		都市公園
民間大規模施設 産業施設	大規模店舗、大規模 工場、旅館		工業団地、ゴルフ場 など
交通施設	橋梁 ^{きょうりょう} 、トンネル、イ ンターチェンジなど	道路、鉄道	
特色ある街並み	公営住宅、集会所	商店街、沿道住宅	住宅団地

表 2-8 分類別都市的景観資源

	点	線	面
主要公共 公益施設	町役場、総合博物 館・郷土館、小坂交 番、消防署小坂分 署、ゆーとりあ、セ パーム、小坂高校、 小中学校、保育園、 各地区の集会所など		小坂中央公園
民間大規模施設 産業施設	小坂ゴールドパレ ス、青銅館、十和田 オーディオ、日本ピ ージーエムなど		小坂鉱山
交通施設	小坂インターチェン ジ、小坂北インター チェンジ、アカシア 大橋など	東北縦貫自動車道、 秋田自動車道、国道 282号、樹海ライン など	
特色ある街並み	町営住宅など	尾樽部通り	鴉の集落など

② 都市的景観資源の概況

●主要公共公益施設

- ・主要公共公益施設は、大部分が市街地に集中しています。
- ・小坂中央公園は、国道282号の沿道に位置し、市街地の中の良好なランドマークとなっています。また、日本の歴史公園100選をはじめ色々な賞に選ばれています。



▲小坂中央公園

●民間大規模施設・産業施設

- ・町を象徴する小坂鉱山は、ランドマークとしても景観的に重要な役割を担っています。

●交通施設

- ・小坂インターチェンジ及び小坂北インターチェンジは、来訪者が町に降り立つ場ともなることから、ともに戦略的な演出が望まれます。

●特色ある街並み

- ・国道282号沿道に町営住宅が立地しており、4～5階建ての中層建物は地域のランドマークとなっています。
- ・尾樽部通りは、町の市街化の発展に寄与してきた歴史ある商店街ですが、近年では、かつての面影が無くなってきております。
- ・鉱山史跡が残る鴉の集落は、通りに一つ一つ名前がつけられており、碁盤目状の整然とした街並みが特徴です。



▲総合博物館・郷土館



▲小坂鉱山



▲中層の町営住宅

(4) 景観構造から見た景観特性の把握

本町には、白地山や十和田湖に代表される自然的景観資源、濁川の虫送りに代表される祭礼、明治百年通りや数多くの社寺に代表される歴史的景観資源、公共公益施設や民間大規模施設・産業施設、道路・橋梁からなる都市的景観資源など多様な景観資源が存在しています。

これらの景観資源を個別にとらえるのではなく、以下に示す景観構造要素別に分類・整理することにより、本町の景観特性を把握します。

表 2-9 景観構造の考え方

	景観構造
点	1) めじるし(ランドマーク・ゲート・結節点) <ul style="list-style-type: none">・周囲と際違った形態や異質な形態を有しており、地域の象徴、めじるしとなっている景観・小坂町への出入り口、異なる性格の地域との境界点や骨格が交わる結節点などの点的な景観
線	2) みちすじ <ul style="list-style-type: none">・他の領域との境界を視覚的に意識させ、景域を限定する景観・道路などの連続してうつりかわり、みえかくれする線的な景観
面	3) まとまり <ul style="list-style-type: none">・類似性やまとまりをもって広がる周囲と異質な特色のある面的な景観・特定の地点から見渡せるまとまりとしての景観

- ・ランドマーク：地上の目印、目印や象徴になるもの
- ・ゲート：門、出入り口のこと

① 点：「めじるし」となる景観特性（ランドマーク）

本町におけるランドマークとしては、白地山をはじめとした山々が考えられます。

特に白地山は、東北百名山になっており、山頂から360°の展望は素晴らしく、八幡平、岩木山、岩手山、遠くは鳥海山までを見渡すことができることから、眺望点の役割も有しており、町を代表するランドマークの1つになっています。

自動車利用におけるゲートは、坂梨峠、発荷峠などの隣接都市との境界部であり、東北縦貫自動車道においては小坂インターチェンジ、秋田自動車道は小坂北インターチェンジが相当します。これらのゲートは、本町を訪れる人々に小坂町の第一印象を与えるとともに、町民生活の上でも頻繁に目にする場所であることから景観形成上重要なポイントとなります。

七滝は、周辺を公園として整備しており、滝壺まで遊歩道と橋がかかっているため、その側まで近づき鑑賞できることから、観光スポットや親水空間の役割を有しており、町を代表するランドマークとなっています。

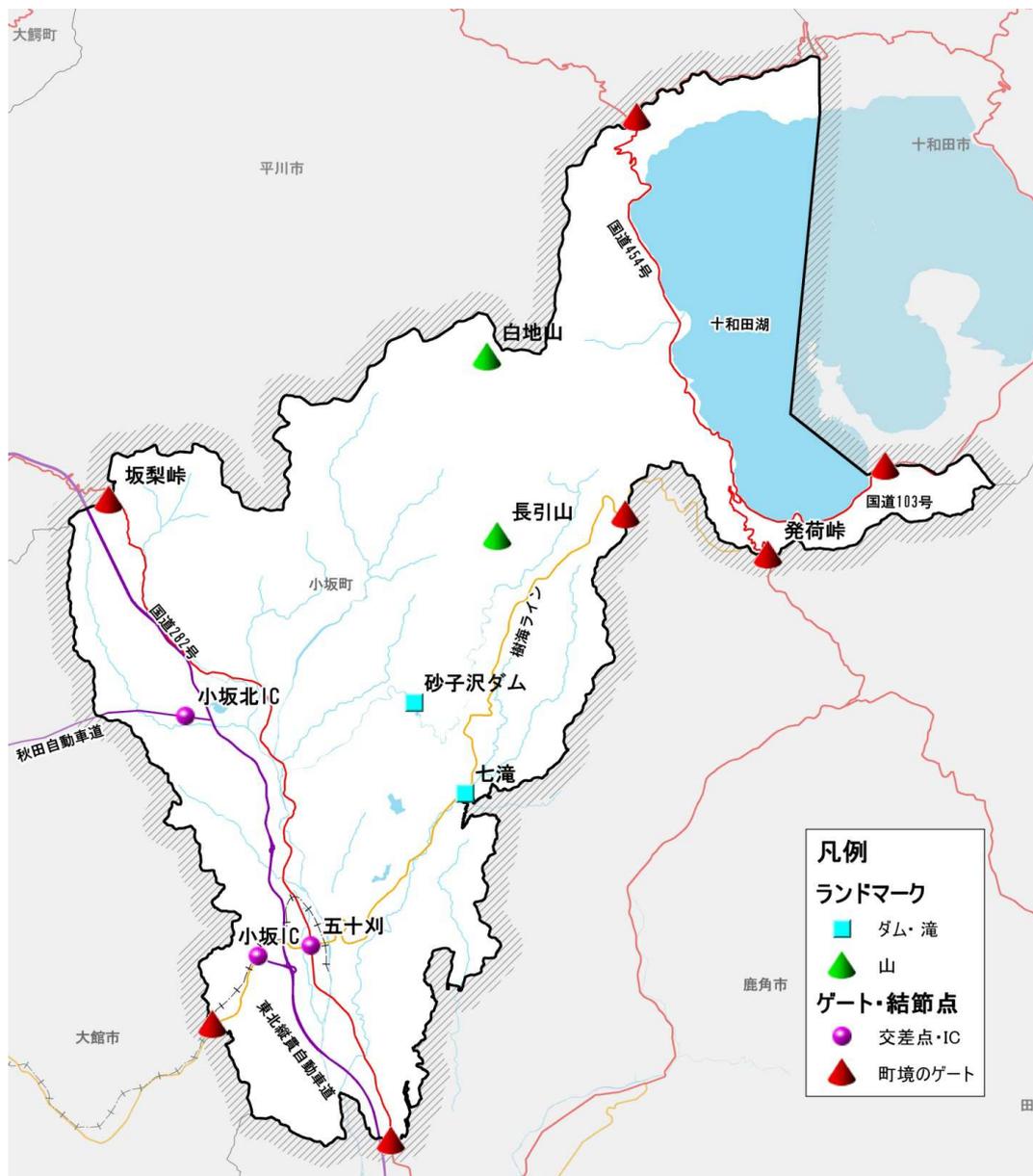


図 2-2 「めじるし」となる景観特性の位置（町全域）

② 線：「みちすじ」となる景観特性

本町の景観におけるみちすじとしては、東北縦貫自動車道、秋田自動車道、国道282号、国道454号、国道103号、樹海ライン、旧小坂製錬小坂線などで形成される町域を横断する軸があげられます。

これらは、沿線に市街地を形成する連続した骨格として大きな景観要素であるだけでなく、沿道の土地利用や景観形成にも大きな影響を及ぼしています。

本町の道路は、町民の通勤・通学や来訪者の移動手段として大きな機能を担っているほか、東西南北方向をつなぐ大動脈となっていることから、車窓からの景観は本町のイメージ形成に多大な影響を及ぼしています。

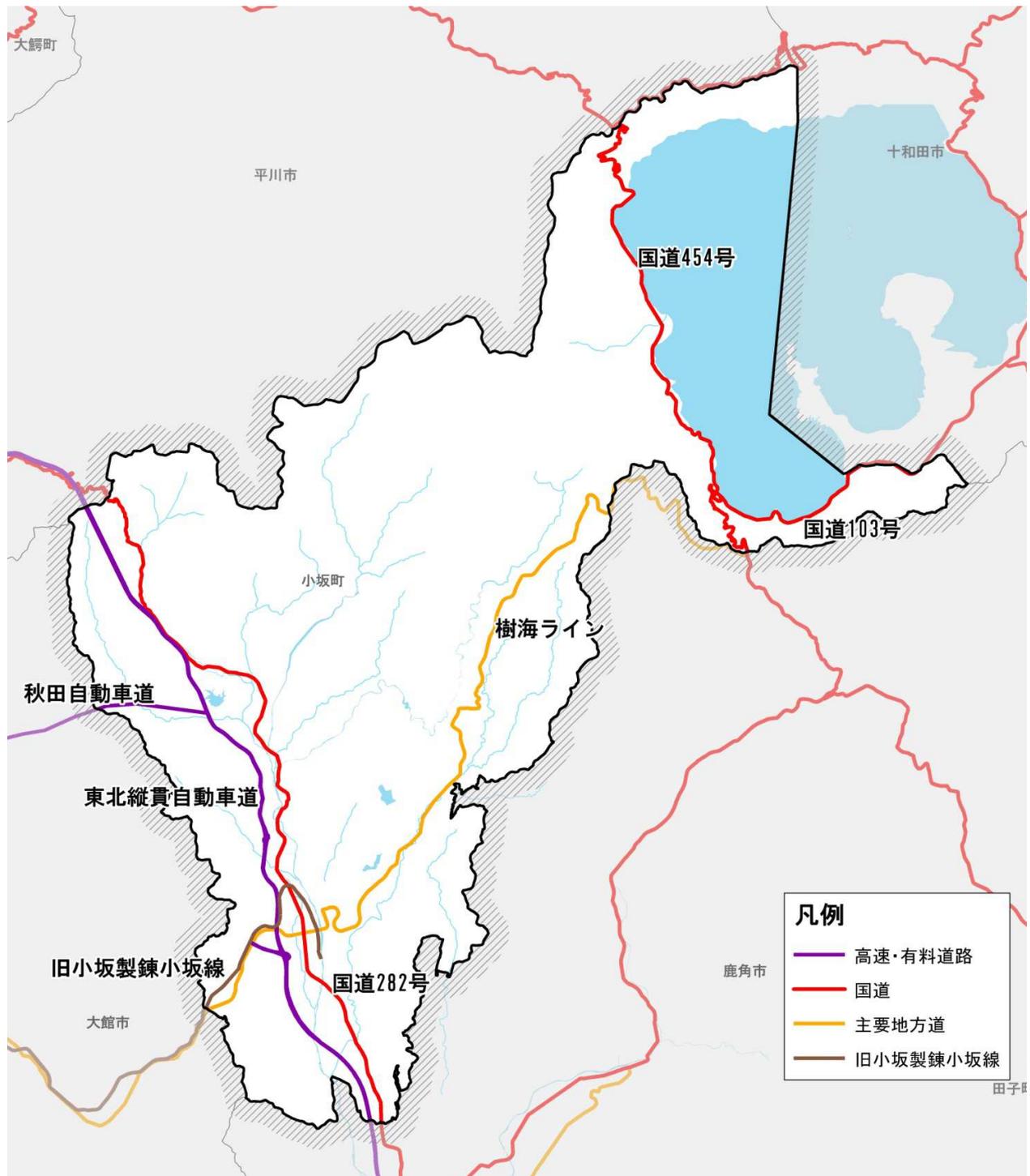


図 2-4 「みちすじ」となる景観特性の位置（町全域）

国道 282 号は、市街地を南北に縦断しており、自動車交通の軸を形成しています。道路沿道は、マックスバリュなどの商業施設が立地しており、市街地の都市的風景が多くを占める中で、小坂中央公園や一部街路樹がある区間は、身近な自然を感じられる空間になっています。

市街地を東西に横断する樹海ラインは、小坂インターチェンジから十和田湖をつなぐ道となっていることから、来訪者の利用が多い自動車交通軸となっています。道路沿道は、新緑や紅葉といった四季折々の風景が形成されています。一方、市街地内では、道路空間が広く、単調な風景となっています。

五十刈の交差点は、南北の自動車交通軸の国道 282 号と東西軸の樹海ラインが交わる結節点となっており、交通軸の拠点として景観形成に大きな影響を及ぼします。

旧小坂製錬小坂線は、小坂中央公園、道路との交差部等で廃線跡をみることができ、その風景はノスタルジックな印象を与えます。

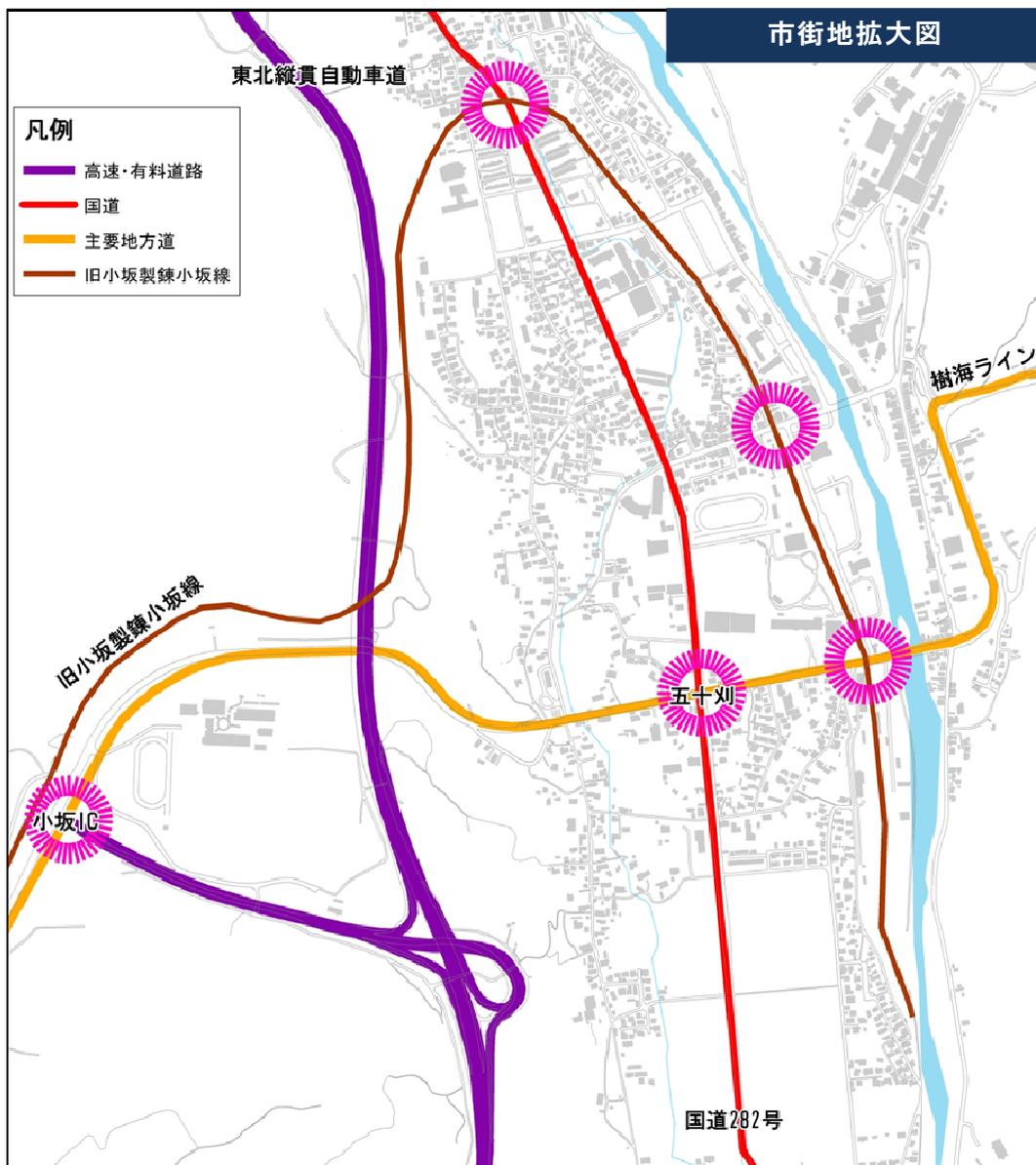


図 2-5 「みちすじ」となる景観特性の位置（市街地）

③ 面：「まとまり」となる景観特性

本町の景観におけるまとまりとしては、計画的に整備された住宅団地や商業地、歴史的な街並みなどの特色ある市街地エリアや集落、また山間部における自然エリア、国立公園に指定されている自然公園エリアなどがあげられます。

自然公園エリアについては、自然公園法のもと、わが国屈指の壮大な景観を形成しています。

自然エリアとしては、白地山の山頂付近には「白地湿地帯」が広がり、キンコウカ・ワタスゲ・ヒメシャクナゲなど約20数種類の高山植物が自生しており、雄大な森林景観を形成しています。

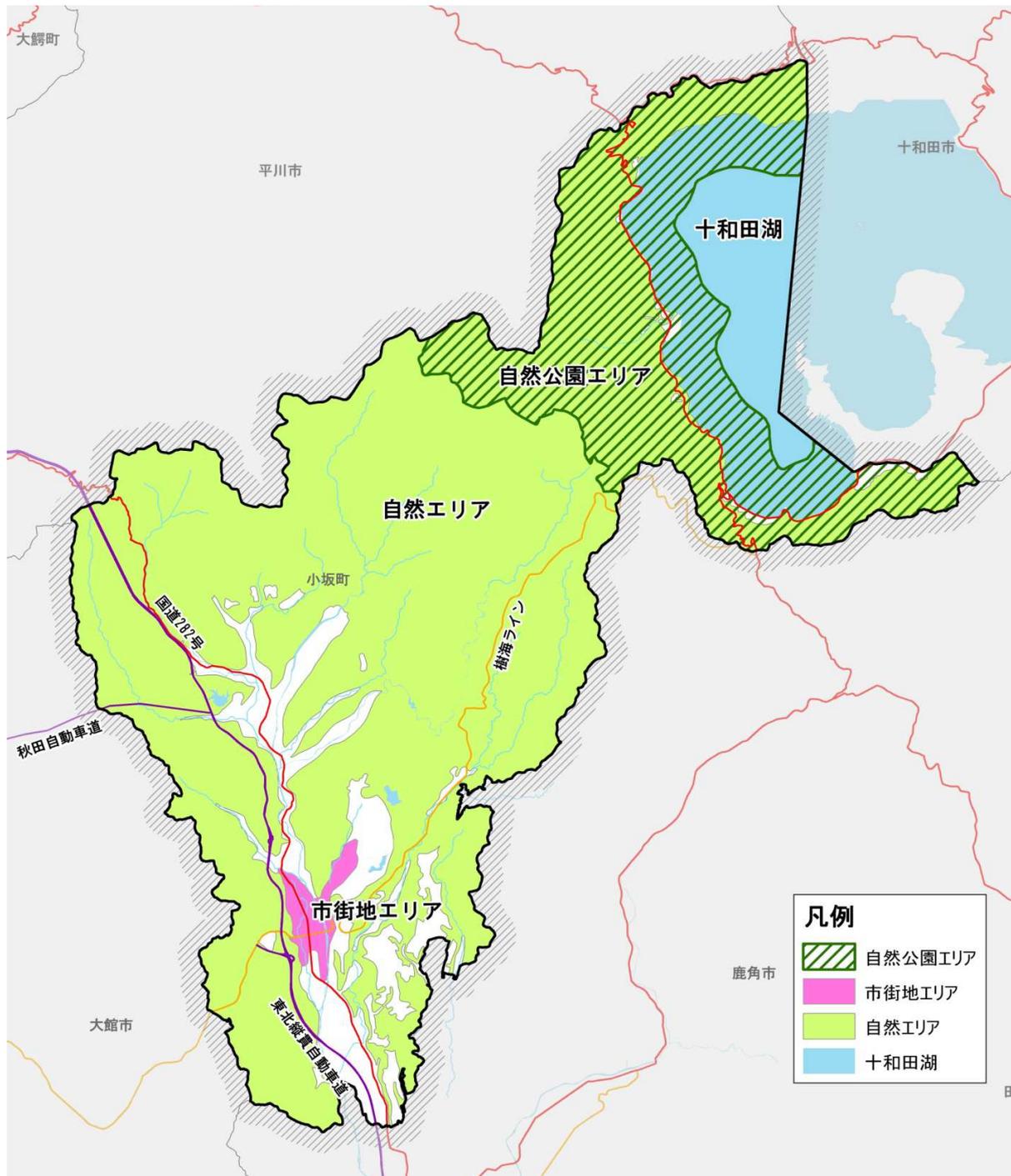


図 2-6 「まとまり」となる景観特性の位置（町全域）

市街地の景観におけるまとめりとしては、国道 282 号の沿道の道路沿道エリアや銀の生産高が日本一であった鉱山を有する鉱山エリア、歴史的建造物が集積している近代産業遺産エリア、低層の住宅が広がる低層住宅エリア、町営の団地が集積する中層住宅エリア、小坂ゴールドバレス、青銅館といった交流施設が集積する交流空間エリア、復元された小坂駅を有する鉄道遺産エリアなどがあげられます。

近代産業遺産エリアは、明治百年通りを中心に鉱山の歴史に彩られた近代化産業遺産の建築物が集積しており、さらには木骨レンガの建築物を移築する計画があることから、その空間はヨーロッパのまちなみに似た独特の風景を作りだしています。

道路沿道エリアでは、小坂町診療所など景観に配慮した建物がみられる一方で、商店などは誘目性が高い外壁などを使用している建物がみられます。

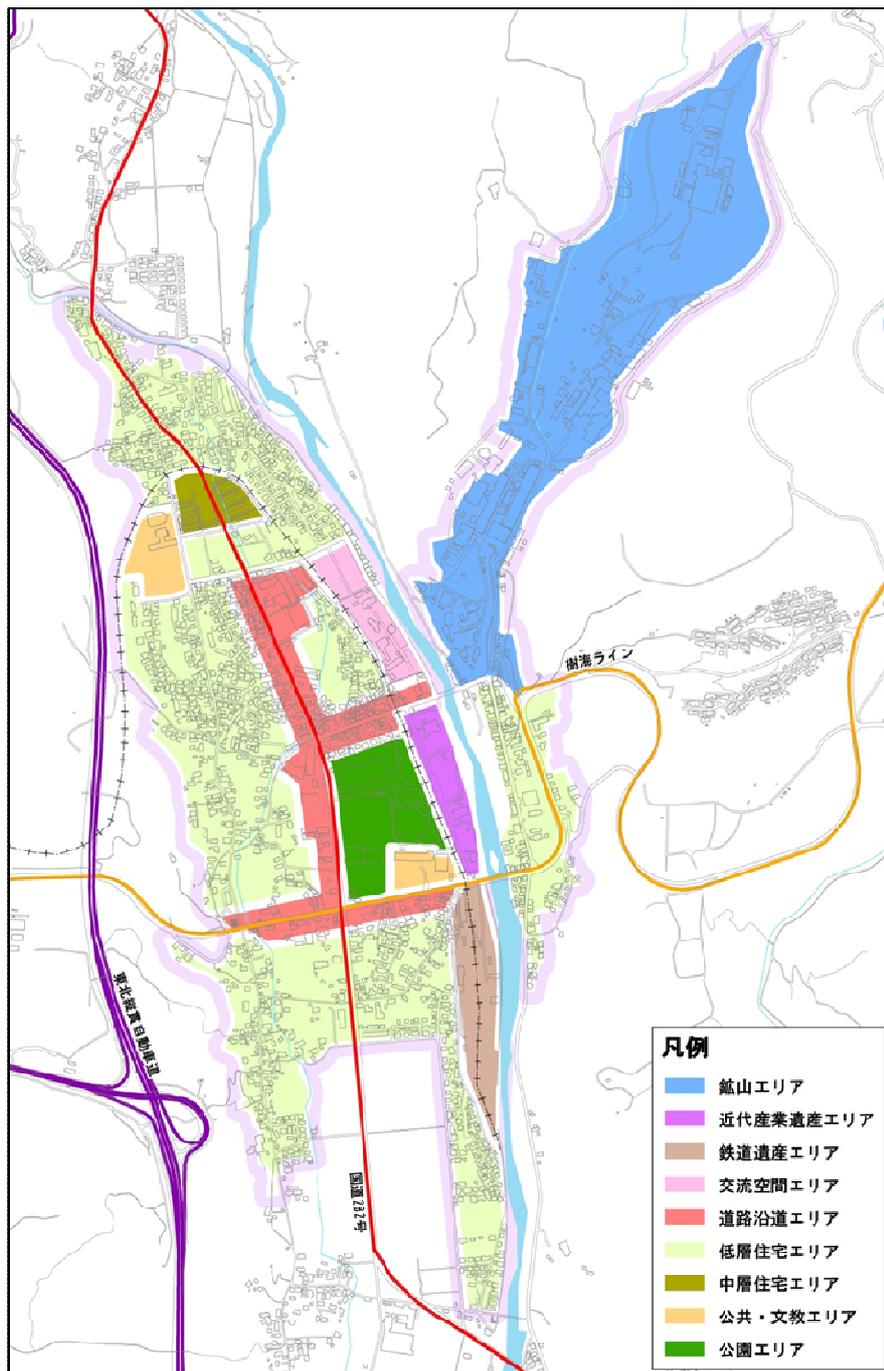


図 2-7 「まとめり」となる景観特性の位置 (市街地)

3. 景観形成における課題

これまでに整理してきた景観資源や景観特性をふまえて、本町の景観形成における課題を整理します。

整理にあたっては、「まもる（保全）」「なおす（修復）」「つくる（創造）」「いかす（活用）」といった視点から分析を行います。

3.1. 景観の保全に向けた課題

（１）山々の景観を保全する

町の多くは森林で覆われており、緑豊かな自然環境で形づくられる景観は、町民意識の上でも重要な特徴的な景観であることから、ゴミの不法投棄や違法看板など良好な景観を阻害する行為を防止し、現在の豊かな自然を次代に継承していく必要があります。今後、適切に森林を保全していく観点から、法的担保を検討する必要があります。

（２）河川の景観を保全する

小坂川など町を流れる数多くの河川や沢は、町の景観に潤いを与えるとともに、七滝などの親水空間を有していることから、自然と人がふれ合う重要な景観を保全、継承していく必要があります。このため、ゴミの不法投棄や生活雑排水の流入などを防止するための意識向上や維持管理体制の強化など総合的な対応による環境保全が必要となっています。

（３）十和田八幡平国立公園を保全する

十和田湖を中心とした十和田八幡平国立公園は、四季を通じて多様な動植物が息づいており、日本を代表する自然の風景地であることから、現在の風景や自然環境を保全、継承していく必要があります。国立公園は、自然公園法により法的な根拠を有し、許可制による規制により、風景や自然環境が維持されていることから、現状の法規制を順守していく必要があります。

（４）祭りや文化を保全する

町には、出羽神社権現舞、濁川の虫送りなどの地区に根ざした祭礼、お祭りが継承されており、コミュニティの賑わいを醸成するとともに独特の景観を形成し、心象的にも重要な資源であることからその継承を確実に行っていく必要があります。

（５）田園の景観を保全する

農業就業者の高齢化・減少などにより農地の減少傾向が見られますが、集落地を中心に見られる田園景観は、町の伝統的な景観であることから適切に保全していく必要があります。このため田園景観を保全するために耕作放棄地や農地転用の増加を抑えて、農地が適切に利用される環境を形成していく必要があります。

（６）住宅地の景観を保全する

町には、計画的に整備された住宅団地が存在しており、公共による基盤整備に加えて開発事業者の自発的な景観形成への取り組みや道路緑化・コミュニティ道路の整備などによって優れた住宅地景観が形成されています。

これらの良好な景観を将来にわたり維持、保全していく観点から、地区計画、建築協定等の制度を活用して地域住民による自主的な維持管理を促進する必要があります。

3.2. 景観の修復に向けた課題

(1) 町営住宅を修復する

町営住宅の中には、老朽化が進み景観形成の観点から良好とはいえない施設も存在しています。これら町営住宅は、比較的大規模な建築物が多く、小規模な建築物でも集積していると、地域のランドマークになるとともに不特定多数の人々が利用し景観に与える影響が大きいことから、良好な民間施設整備を誘導するための先導的役割を果たすべく期待されることから施設の改良や修景美化を推進していく必要があります。

(2) 尾樽部通りを修復する

町の市街地は尾樽部通りの発展により形成されてきた経緯がありますが、近年の社会的な変化に伴い、かつての面影が無くなってきております。市街地の発展に寄与してきた通りであることから、かつての面影が感じられるシークエンス景観の形成を図ることが望まれます。

3.3. 景観の創造に向けた課題

(1) ゲート空間の景観を創造する

東北縦貫自動車道小坂インターチェンジは、樹海ラインとの T 字交差により交通動線が処理されており、高速道路からの動線の正面に小坂町への来訪を歓迎するサインが設置されていますが、誘目性が低い状況になっていることから、地域の観光案内の整備などと併せたゲート性の演出が求められます。

(2) 中心市街地の魅力を創造する

国道 282 号沿道には、商店が点在しており、本町の中心的な商業地となっていますが、商業環境の変化などの要因からその魅力を十分に発揮できない状況にあります。これらの沿道は、町の中心的な市街地であることから、店舗外観の整備やサインの統一などにより、魅力的な都市景観の形成を図る必要があります。



(3) 樹海ライン沿道の景観を創造する

樹海ラインの主要機能は、通過する自動車交通の処理であることから、単調な沿道景観になりがちですが、観光地をつなぐ役割を有するため、町を来訪する人々に対して小坂町の良好な印象を抱かせるような景観形成に取り組む必要があります。

(4) 鉾山の町小坂のイメージを創造する

公共公益建築物の中には、青銅色を基調とした色彩の施設が存在しており、鉾山の町小坂のイメージを象徴する建築物となっています。これらの施設を中心として「鉾山の町」を感じられるような景観形成に取り組む必要があります。



3.4. 景観の活用に向けた課題

(1) 歴史的な建造物の景観を活用する

明治百年通りを中心に近代産業遺産が集積しており、町を代表する良好な歴史的まちなみ景観を形成していることから、この貴重な景観資源を活かし、にぎわい演出に寄与する景観の創出が必要となっています。これらの優れた景観資源を十分に活用するために、観光客などへの情報提供の充実、さらなる歴史的な建造物の集積、サインの整備などを進める必要があります。



(2) 旧小坂製錬小坂線の景観を活用する

旧小坂鉄道路線の小坂中央公園の区間では、レールバイク体験などのイベントが実施されており、にぎわいを創出する要素になっていますが、沿線の木々はその空間を遮へいしており、貴重な景観資源を生かすための環境整備が必要となっています。これらの優れた空間を十分に活用するために、植栽整備などを含めて適切な維持管理を行う必要があります。



(3) 町民・事業者の力を活用する

景観形成にあたっては、法指定による自然環境の保護や道路・橋梁・公共施設の整備など行政の果たす役割は大きいといえますが、様々な景観要素が相互に影響して良好な景観が形成されることから町民・事業者などの発意や協力に基づく取り組みが必要となります。

4. 景観計画

4.1. 景観の将来像

小坂町第5次総合計画では、町の将来像を「ひと」と「まち」が輝く躍動する小坂～十和田湖と鉾山文化 人と自然にやさしい環境が新しい時代を築く～」と定めています。

また、この将来像を実現するために「ともに支え合う“元気”なまち」「ひとの“つながり”を育むまち」「個性をみがき“躍動”するまち」「“自然”とともに生きるまち」「“安心”を実感できるまち」「ともに集い“行動”するまち」という6つの基本目標が、目指すべきまちの姿として定められています。

本計画においては、小坂町第5次総合計画における目指すべきまちの姿「ひと」と「まち」が輝く躍動する小坂」を受けるとともに、小坂町景観計画策定委員会における議論を踏まえて、町民が地域の自然や伝統の価値を再認識して今後の景観形成に取り組むための指針として、景観形成の将来像を以下のとおり設定します。

鉾山が育んだ「小坂独自の文化」を 継承した景観づくり

町域に広がる緑豊かな山々や十和田湖といった自然は、景観に潤いをもたらし、小坂鉾山の歴史とともに培われてきた街並みは、伝統ある景観を今に伝えています。

このように、多くの町民、来訪者に安らぎと憩いをもたらす小坂町固有の景観を再発見し、町民との協働のもと、将来にわたり、このすばらしい景観を守り、活かし、創るための方策を示すことにより、郷土に愛着と誇りを感じることできる景観づくりを目指すこととします。



4. 2. 景観形成の基本目標

景観の将来像を実現するため、4つの方向（「まもる(保全)」「なおす(修復)」「つくる(創造)」「いかす(活用)」）から、基本目標を示します。

基本目標① まもる (保全)

小坂に息づく自然、歴史、文化が 調和した景観づくり

市街地をとりまく山々の眺望、小坂川などの町の中を流れる河川や水路、景勝地として名高い十和田湖及び七滝などの水辺空間は、町民の身近に感じられる景観として、四季折々に自然の恵みの豊かさを印象づけています。また、市街地の周辺に点在する集落地においては、昔ながらの落ち着いたある田園景観を呈するとともに、地区に根差した伝統的な祭礼や行事が継承されています。

さらに、明治百年通り周辺の歴史的建造物や鉱山文化を継承した建築物等が市街地に点在しており、小坂の特徴ある景観を形成しています。そこで、このような景観資源を保全しながら、小坂に息づく自然、歴史、文化が調和した景観づくりを進めていきます。



基本目標② なおす (修復)

小坂に暮らす人や街並みに配慮した景観づくり

小坂では、鉱山の開発に伴う人口増加により、いち早く社宅や生活インフラ、鉄道までが整備され、文化水準の高い生活が営まれてきました。しかしながら、時間の経過や人口の減少とともに、街並みにも変化が生じ、一部の町営住宅においては老朽化も進んでいます。

これらの建築物等においては、必要に応じて良好な景観形成に向けた修景や改築等が望まれますが、その際には、そこに暮らす人々や周囲の街並みに十分に配慮した景観づくりを進めます。



基本目標③
つくる
(創造)

小坂の魅力を向上・発信する景観づくり

小坂には、東北縦貫自動車道や秋田自動車道、国道 282 号及び樹海ラインといった「みちすじ」となる景観要素があり、これらが交差する部分においては、町の玄関と位置づけられることから、小坂を印象づける「ゲート性」を持たせた景観上の演出が必要です。

また、来街者に評価されている、フラワーボックスや青銅色を基調とした街灯・標識などと併せ、町の歴史に触れることができるような案内板等の整備を検討し、景観上のシンボルとして小坂の魅力を向上・発信する景観づくりを進めます。



基本目標④
いかす
(活用)

小坂が誇る近代産業遺産と人を 活かした景観づくり

明治百年通り周辺には、小坂が誇る近代産業遺産群が集積し、町を代表する歴史的景観が形成されています。また、旧小坂駅も近接しており軌道を利用したレールバイク体験なども開催されています。

このような優れた景観資源を活かすために、歴史的建造物のさらなる集積や小坂町と町民及び事業者等が一体となったイベントの充実、名勝・旧跡の整備により来訪者の回遊性を高め、近代産業遺産と人を活かした景観づくりを進めます。



4.3. 景観計画区域と地区設定

本町の景観は、自然景観や歴史的文化的景観に優れていることに特徴があり、これらは一体的な眺めとして町の景観を構成し、近傍の建築物やその周囲の農地、背景となる山並みが重なり合うことで成り立っています。

このため、町域全域を「景観計画区域」とし、本町の特徴ある景観形成を図っていくために町全域を対象として景観要素の保全・修復・創造・活用に総合的に取り組むこととします。

一方で、景観形成に向けて建築物・工作物の整備などに対する基準を設ける際に全町域を一つの基準で扱うのではなく、自然環境や人の活動の状況に合わせた適切な景観形成基準を設定する必要があることから建築物や土地利用、植生などを背景とした景観の同質性から面的にまとまりのある範囲を地区として区分し、一定の方針やテーマのもとで景観づくりを進めます。

このため、景観計画区域を「十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域に指定されている自然公園エリア」、「山林・集落地などを中心とした自然エリア」、「用途地域に指定されている市街地エリア」に区分し、景観形成の推進を図るための地区設定を行います。

① 自然公園エリア

自然公園法のもと、わが国屈指の壮大な景観を形成している十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域を自然エリアとして位置づけます。

十和田八幡平国立公園十和田八甲田地域については、現在の自然公園法で自然景観を担保することが可能と考えられるため、行為の制限に関する事項は定めませんこととします。



② 自然エリア

都市計画の用途地域以外の地域を自然エリアとして位置づけます。当該エリアは、白地山の山頂付近に「白地湿地帯」が広がり、キンコウカ・ワタスゲ・ヒメシヤクナゲなど約20数種類の高山植物が自生しており、雄大な森林景観を形成しています。



③ 一般市街地エリア

都市計画の用途地域内の地域を一般市街地エリアとして位置づけます。当該エリアは、国道282号の沿道の市街地や、歴史的建造物が集積している中央公園、低層の住宅が広がるエリア、町営の団地が集積するエリア、小坂ゴールドパレス、青銅館といった交流施設が集積するエリア、復元された小坂駅を有するエリア、鉱山を有するエリアなどを有しています。



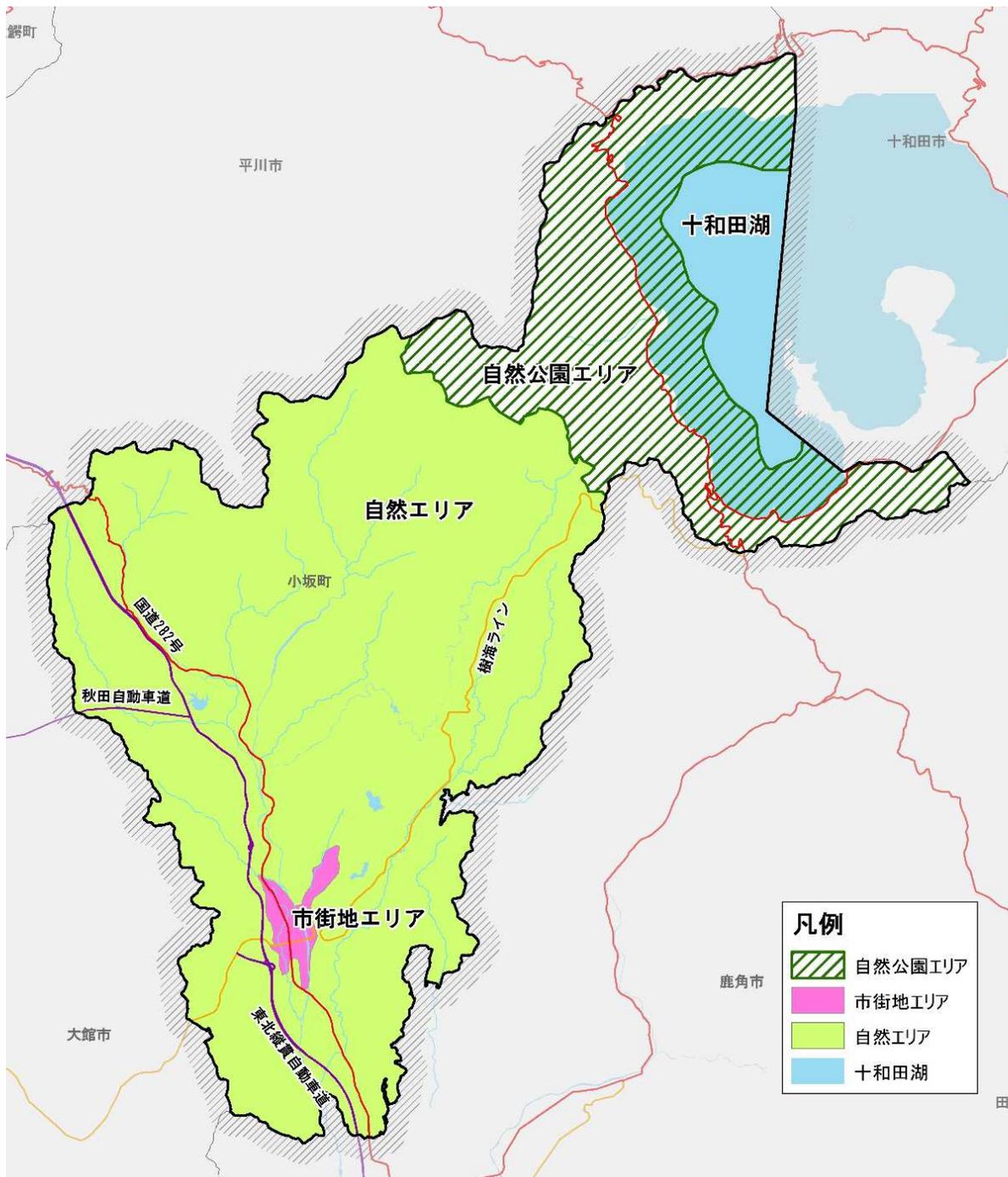


図 4-1 景観計画区域・景観形成地区図

4.4. 重点景観形成地区

明治百年通り周辺には、本町を印象付ける「近代産業遺産」の建築物が集積し、良好な景観を形成しています。この歴史的な建造物の集積が織りなす景観の活用を図るため、明治百年通りを中心として、積極的に景観形成を図るべき地区として「重点景観形成地区」として位置づけます。

地区の範囲としては、

- ① レールバイク等にぎわい創出の取組にあわせた旧小坂製錬小坂線、旧小坂駅の景観の活用
- ② 樹海ライン沿道を活用した観光客が立ちよりたくなる景観の創造
- ③ 域外の人々との交流場であるゴールドパレス、域内の交流場である中央公園による賑わいに寄与する景観づくりの創造

を考慮して、以下の通りに設定します。

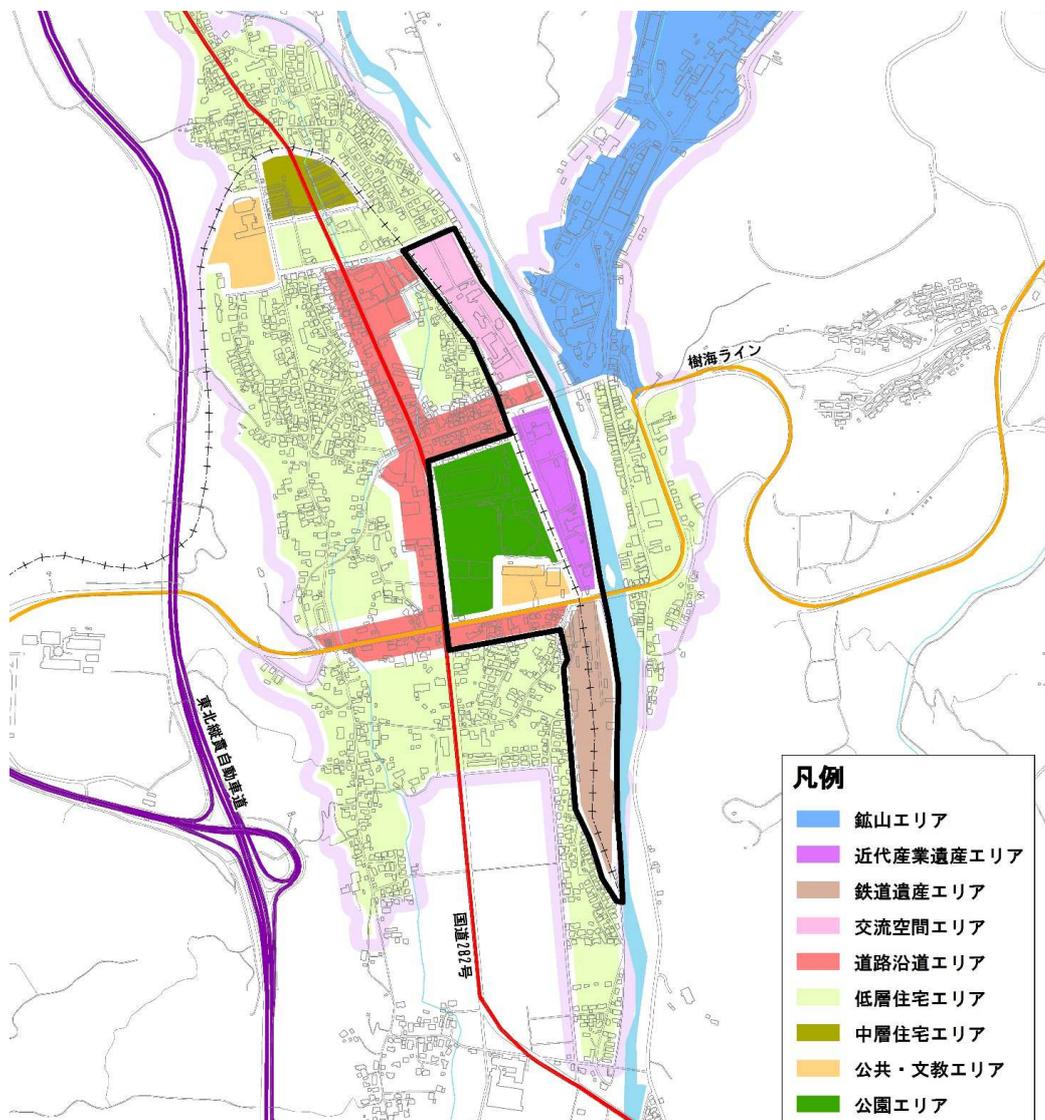


図 重点景観形成地区図

4.5. 景観形成の方針

景観の将来像や基本目標の実現に向けて、景観形成の基本的な方向を示すことを目的に、地区区分ごとに景観形成の方針を示すこととします。

(1) 自然公園エリアの景観形成の方針

主に、現在の国立公園の自然景観を保全していくことを目指します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	<国立公園の自然景観の保全> ・自然公園法に基づく森林施業による森林景観の保全、眺望と展望の保全、湖水景観の維持に努める。	十和田八幡平国立公園

(2) 自然エリアの景観形成の方針

主に、現在の自然景観、集落地景観を保全していくことを目指します。また、小坂インターチェンジは、ゲート空間として魅力的な景観の創出を目指します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	<森林景観の保全> ・町内にひろがる緑豊かな山々では、土砂の採取や地形改変、植物の伐採の抑止に努めるとともに、地域森林計画等に基づく森林施業、動植物などの生態系を含めた自然の豊かさを感じさせてくれる森林景観として保全に努める。	山々
	<稜線の眺望の保全> ・山々の連なりが織りなす稜線について、中心地からの眺望を保全する観点から、建築物・工作物の整備にあたっては、スカイラインを阻害しないように誘導に努める。	稜線
	<水辺の保全> ・小坂川などの河川については、その周辺部も含めて環境を維持することによって渓谷美の保全に努める。	河川
	<歴史的な景観の保全> ・点在する社寺や石碑などの歴史的資源については、その周辺部とともに歴史的な景観として保全に努める。	歴史資源
修復方針	<身近な生活環境における景観の修復> ・生活に身近な生活道路や集落地内の公園・集会所などの施設を中心とした集落地景観の向上を図る。	集落地
創造方針	<ゲート空間の景観の創造> ・隣接市との境界部、小坂インターチェンジにおいては、町の入口としての景観演出を行い、ゲート空間として魅力的な景観の創出を図る。	道路
	<水辺の景観の創造> ・七滝周辺については、自然と交流の核にふさわしい観光資源としての活用を図る観点から魅力的な水辺の景観の創出に努める。	水辺

(3) 市街地ゾーンの景観形成の方針

① 一般市街地地区

主に、公共公益施設を先導する景観拠点として修景・創出していくことを目指します。また、商業施設の集積がみられる国道282号の沿道は、建物等の規模・形態・色彩などが全体としてバランスのとれた景観形成を目指します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	<河川の景観の保全> ・小坂川などの河川については、町民の清掃活動などによる河川敷の適切な維持管理などを通じて、良好な河川景観の保全に努める。	河川
	<地区の伝統的な景観の保全> ・濁川の虫送りや出羽神社権現舞などの地区に伝わる祭礼やイベントなどを継承して、ふるさとの景観を保全する。	伝統・文化
	<歴史的な景観の保全> ・点在する社寺や石碑などについて、その周辺部も含めて歴史的な景観として保全に努める。	歴史資源
	<巨樹・名木の保全> ・旧工藤家のくぬぎをはじめとした巨樹・名木は、町の魅力を高める重要な資源として保全に努める。	樹木
	<住宅地の良好な景観の保全> ・住宅については、都市計画法の制度等の活用により、良好な景観の保全を促す。	住宅地
修復方針	<町営住宅の景観の修復> ・老朽化が進んでいる町営住宅については、計画的な事業により修景に努める。	町営住宅
	<身近な生活環境における景観の修復> ・身近な生活道路や市街地内の公園・集会所などの施設を中心とした市街地景観の向上を図る。	市街地
	<公共公益施設周辺の景観の修復> ・大規模な公共建築物を中心に、周辺の市街地景観を先導する景観拠点となるような修景に努める。	公共公益施設
	<商店街の景観の修復> ・尾樽部通りについては、かつての面影が感じられるような修景に努める。	商店街

区分	景観形成の方針	方針の対象
創造 方針	<p>＜中心市街地としての賑わいの再生＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道282号の沿道の商業地において、バランスのとれた沿道の景観の創出に努め、中心市街地として賑わいの再生を図る。 	商業地
	<p>＜樹海ライン沿道の景観の創造＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・樹海ライン沿道については、わかりやすいサイン等により景観演出を行い、道路空間として魅力的な景観の創出に努める。 	道路
活用 方針	<p>＜公共公益施設の活用＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青銅又は赤レンガをイメージした公共公益施設を中心とし、鉱山の歴史を感じられる景観づくりを図る。 	公共公益 施設

② 重点景観形成地区

主に、歴史的な建築物が集積している明治百年通りを中心として、近代産業遺産を活用し、にぎわいの創出に寄与する景観形成を目指します。

区分	景観形成の方針	方針の対象
保全方針	<歴史的建造物の保全> ・まちを代表する歴史的建造物は、文化財法等の活用により、歴史的な景観として保全に努める。	歴史的建築物
	<地区の伝統的な景観の保全> ・アカシアまつりなどの地区に伝わる祭礼やイベントなどを継承して、ふるさとの景観を保全する。	伝統・文化
修復方針	<身近な生活環境における景観の修復> ・住民生活に身近な生活道路などの施設を中心とした市街地景観の向上を図る。	町営住宅
創造方針	<樹海ライン沿道の景観の創造> ・樹海ライン沿道については、わかりやすいサイン等により景観演出を行い、道路空間として魅力的な景観の創出に努める。	道路
	<中央公園における人と自然がふれ合う場所の創造> ・中央公園については、人と自然がふれあう機会を創出するために魅力的な空間整備に努める。	明治百年通り
活用方針	<景観を楽しめる空間づくり> ・近代産業遺産が集積している明治百年通りの良好な景観における、人が溜まって景観を楽しめる空間づくりを図る。	明治百年通り
	<旧小坂製錬小坂線の景観を活用する> ・旧小坂駅舎と路線の近代化産業遺産を活用して、にぎわいの創出に寄与する景観づくりを図る。	旧小坂製錬小坂線
	<近代産業遺産を活かした仕掛けづくり> ・人々の来訪を促すため、良好な景観を有する近代産業遺産を活かしたイベントなどの仕掛けづくりを行う。	近代産業遺産
	<季節・夜間の景観の活用> ・明治百年通りを中心にして、草花による四季の演出や夜間における景観形成を通じて、景観の変化を楽しめる環境の形成を図る。	明治百年通り

4. 6. 景観形成基準

各地区の景観形成の方針に基づき、これを実現化するために景観形成基準を次頁以降のとおり定め、各地区における建築行為等は景観形成基準に則して行われるよう指導することとします。ただし、下記にあげる行為・区域は除くこととします。

(1) 届出を要しない行為・区域

【届出を要しない行為】

- ・届出対象行為に満たない行為
- ・文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条第一項の規定により重要文化財として指定された建築物等及び同条第二項の規定により国宝として指定された建築物等並びに同法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財として指定された建築物等の増築、改築若しくは移転又は外観の変更
- ・秋田県文化財保護条例(昭和五十年秋田県条例第四十一号)第四条第一項の規定により県指定有形文化財として指定された建築物等及び同条例第二十六条第一項の規定により県指定有形民俗文化財として指定された建築物等の増築、改築若しくは移転又は外観の変更
- ・非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- ・国又は地方公共団体の行う行為(ただし、届出対象行為については事前協議を要する。)
- ・地中又は水面下における行為
- ・法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ・既着手行為(景観計画の施行日までに着手している行為)
- ・地場産業である鉱工業の振興に資する行為

【届出を要しない区域】

- ・文化財保護法第九十九条第一項の規定により史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された区域
- ・秋田県文化財保護条例第三十四条第一項の規定により県指定史跡名勝天然記念物として指定された区域
- ・自然公園法(昭和三十二年法律第六十一号)第五条第一項の規定により国立公園として指定された区域及び同条第二項の規定により国定公園として指定された区域
- ・秋田県立自然公園条例(昭和三十三年秋田県条例第三十八号)第五条第一項の規定により自然公園として指定された区域
- ・自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十二条第一項の規定により自然環境保全地域として指定された区域
- ・秋田県自然環境保全条例(昭和四十八年秋田県条例第二十三号)第十二条第一項の規定により自然環境保全地域として指定された区域及び同条例第二十条第一項の規定により緑地環境保全地域として指定された区域
- ・用途地域の工業地域として指定された区域

(2) 自然エリアにおける景観形成基準（沿道地域を対象）

■ 基準設定の基本的な考え方

自然エリアでは、自然と人の営みの調和を図る観点から一定規模以上の建築物・工作物にまで景観誘導を図ることとします。緩やかに景観の誘導を図るため、秋田県の届出基準を設定します。沿道地域に該当しない地域においても景観形成の方針に則した景観形成基準への配慮が望まれます。

※沿道地域：高速自動車国道、一般国道若しくは県道の用に供されている鉄道路線から展望することができる地域のうち、当該道路の境界線から200メートル内にある地域をいう。

■ 届出対象行為

本地区における届出対象行為は以下の表に示すとおりとしますが、以下に該当しない建築行為等においても、景観形成の方針に則した景観形成基準への配慮が望まれます。

行為の種類		届出の対象	
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観（色彩）の変更		高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築又は改築後において高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものを含む。）	
工作物 ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物を除く。）	さく、塀、擁壁等	高さ3mを超えるもの	
	煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、污水处理施設等	高さ13mを越えるもの	
	電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さ30mを超えるもの	
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	都市計画区域外	開発区域の面積が1ha以上のもの	
	都市計画区域内	開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵	用途を廃止された物品	新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの
		既存（500㎡以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（500㎡を超える）に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの
	一般資材等の物品	新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの
		既存（1,000㎡以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（1,000㎡を超える）に追加	追加する部分の規模：高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更		面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの	

■ 景観形成基準

【建築物】

対象	事項	景観形成基準
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観（色彩）の変更	位置	1 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること 2 山りょうの近傍にあつては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること 3 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること 4 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること 2 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること 3 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする
	素材・材料	1 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること
	遮へい又は敷地の緑化	1 建築物が山並み、田園等周辺景観と調和し、良好な景観の保全が図られるよう、敷地内の樹木の配置及び樹種の構成を考慮した植栽を行うこと 2 敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること 3 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること 4 既存の樹木等は、残すように配慮すること 5 駐車場は、道路等から直接見えないように周囲を緑化等により遮へいすること 6 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること

【工作物】

対象	事項	景観形成基準
工作物 (共通) ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 (屋外広告物は除く。)	位置	1 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること 2 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること 3 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること 4 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮すること 2 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること
	素材・材料	1 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること
	遮へい又は敷地の緑化	1 敷地内は、できる限り緑化するとともに、敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること 2 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること
工作物 (個別1)	色彩	1 垣、さく及び塀は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること
	素材・材料	1 垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする 2 擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること
	緑化	1 垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること 2 擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること
工作物 (個別2)	位置	1 目立つ位置への建設はできるだけ控えること
	敷地の緑化	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること
工作物 (個別3)	位置	1 目立つ位置への建設はできるだけ控えること
	遮へい又は敷地の緑化	1 道路から後退してできる空間は、施設の規模に応じた樹木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと 2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること

個別1：垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの

個別2：煙突、排気塔その他これらに類するもの 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの/彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)/電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)/柱類(屋外広告物を除く。)

個別3：観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの/コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの/石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設/汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの

【建築物、工作物以外の行為】

対象	事項	景観形成基準
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	緑化	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の位置及び方法	1 主要な展望地や道路から見えないような位置とすること 2 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲は、常緑の中・高木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと 2 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること 3 敷地の出入り口は、少なくすること
土石等の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	1 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること 2 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること
	遮へい	1 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること 2 敷地の出入り口は、少なくすること
	事後措置	1 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること 2 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること 3 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること
土地の区画形質の変更	変更後の形状	1 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること 2 やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能なよう配とすること 3 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること
	敷地の緑化又は擁壁の外観	1 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること 2 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること 3 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること

(3) 市街地ゾーンにおける景観形成基準

①一般市街地地区

■ 基準設定の基本的な考え方

市街地エリアでは、住民生活の利便を損なうことのないよう考慮しながらも、地区に残された歴史的景観の保全や町民の主体的な景観形成への取り組みを推進するため、一定規模以上の建築物・工作物・土地の区画形質の変更に対する景観誘導を図ることとします。

■ 届出対象行為

行為の種類		届出の対象	
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観（色彩）の変更		高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの（増築又は改築後において高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるものを含む。）	
工作物 ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物を除く。）	さく、塀、擁壁等	高さ3mを超えるもの	
	煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、汚水処理施設等	高さ13mを越えるもの	
	電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さ30mを超えるもの	
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵	用途を廃止された物品	新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの
		既存（500㎡以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（500㎡を超える）に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの
	一般資材等の物品	新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの
		既存（1,000㎡以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（1,000㎡を超える）に追加	追加する部分の規模：高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更		面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの	

■ 景観形成基準

【建築物】

対象	事項	景観形成基準
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観（色彩）の変更	位置	1 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること 2 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 3 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること 2 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること 3 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする
	素材・材料	1 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること
	遮へい又は敷地の緑化	1 敷地内においては、緑化に努めること 2 敷地境界においては、緑化に努めること 3 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 4 既存の樹木等は、残すように配慮すること 5 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること 6 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること

【工作物】

対象	事項	景観形成基準
工作物 (共通) ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 (屋外広告物は除く。)	位置	1 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること 2 山りょうの近傍にあっては、りょう線を乱さないよう、尾根より低い位置とすること 3 主要な展望地からの眺望や優れた景観資源の眺望を妨げることのないような位置とすること 4 道路境界線及び隣地境界線から後退した位置とし、ゆとりのある空間を確保すること
	色彩	1 けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること。ただし、鉾山の歴史を感じさせる色彩については、この限りではない 2 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること
	素材・材料	1 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮した素材、材料を用いること
	遮へい又は敷地の緑化	1 敷地内は、できる限り緑化するとともに、敷地の周囲は、中・高木や生垣により緑化すること。また、道路から後退してできる空間は、積極的に緑化措置を講ずること 2 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること
工作物 (個別1)	色彩	1 垣、さく及び塀は、けばけばしい色彩とせず、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観及び敷地内の状況に配慮するとともに、建築物本体と調和のとれた色彩とすること
	素材・材料	1 垣、さく及び塀は、樹木(生垣)、木竹材、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は、周辺景観との調和に配慮した仕上げとなるように工夫すること。道路に面して設置するものにあつては、できる限り生垣を主体としたものとする 2 擁壁は、石材等の自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること
	緑化	1 垣、さく及び塀は、生垣にできない場合は、前面又は壁面を緑化すること 2 擁壁は、前面又は壁面に修景緑化を図ること
工作物 (個別2)	位置	1 目立つ位置への建設はできるだけ控えること
	敷地の緑化	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること 2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること
工作物 (個別3)	位置	1 目立つ位置への建設はできるだけ控えること
	遮へい又は敷地の緑化	1 道路から後退してできる空間は、施設の規模に応じた樹木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと 2 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること

個別1：垣(生垣を除く)、さく、塀、擁壁その他これらに類するもの

個別2：煙突、排気塔その他これらに類するもの 高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの/彫像、記念碑その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)/電波塔、記念塔、物見塔その他これらに類するもの(屋外広告物を除く。)/柱類(屋外広告物を除く。)

個別3：観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類するもの/コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの/石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設/汚水処理施設、汚物処理施設、ごみ処理施設その他これらに類するもの

【建築物、工作物以外の行為】

対象	事項	景観形成基準
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	緑化	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の位置及び方法	1 主要な展望地や道路から見えないような位置とすること 2 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲は、常緑の中・高木による修景緑化や周辺の道路等からの遮へいを行うこと 2 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること 3 敷地の出入り口は、少なくすること
土石等の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	1 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること 2 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること
	遮へい	1 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること 2 敷地の出入り口は、少なくすること
	事後措置	1 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること 2 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること 3 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること
土地の区画形質の変更	変更後の形状	1 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること 2 やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能なよう配とすること 3 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること
	敷地の緑化又は擁壁の外観	1 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること 2 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること 3 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること

②重点景観形成地区

■ 基準設定の基本的な考え方

重点景観形成地区では、重点的に景観誘導を図っていくべき地区であることから、建築基準法が適用される全ての建築物を対象とし、景観誘導を図ることとします。その他の行為については、市街地エリアの届出基準を準用します。

■ 届出対象行為

行為の種類		届出の対象	
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観（色彩）の変更		建築面積10㎡を超えるもの（増築又は改築後において高さ10mを超えるものを含む。）	
工作物 ・工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物を除く。）	さく、塀、擁壁等	高さ3mを超えるもの	
	煙突、記念碑等（屋外広告物を除く）、遊戯施設、プラント類、污水处理施設等	高さ13mを越えるもの	
	電波塔等（屋外広告物を除く）、柱類（屋外広告物を除く）	高さ30mを超えるもの	
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為		開発区域の面積が1,000㎡以上のもの	
屋外における物品の集積又は貯蔵	用途を廃止された物品	新設	高さ1.5m又は水平投影面積500㎡を超えるもの
		既存（500㎡以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（500㎡を超える）に追加	追加する部分の規模：高さ0.5m又は水平投影面積50㎡を超えるもの
	一般資材等の物品	新設	高さ3m又は水平投影面積1,000㎡を超えるもの
		既存（1,000㎡以下）に追加	追加後の規模：同上
		既存（1,000㎡を超える）に追加	追加する部分の規模：高さ1m又は水平投影面積100㎡を超えるもの
土石の採取、鉱物の掘採、土地の区画形質の変更		面積3,000㎡又は法・擁壁の高さ3mを超えるもの	

■ 景観形成基準

【建築物】

対象	事項	景観形成基準
建築物 ・建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観（色彩）の変更	位置	<ol style="list-style-type: none"> 優れた景観資源や伝統的建造物等に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること 周辺及び敷地内の建築物などとの調和に配慮した配置とすること 道路境界線及び隣地境界線からは、できるだけ後退すること
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に配慮すること 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きをもたらせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮することし、可能な限り、色相の統一感が感じられる色彩とすること 建築設備等の色彩は、建築物本体及び周辺景観との調和を図ったものとする
	素材・材料	<ol style="list-style-type: none"> 山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観との調和に配慮し、かつ、隣接する建築物及び工作物との相互の調和にも配慮した素材・材料を使用すること
	遮へい又は敷地の緑化	<ol style="list-style-type: none"> 敷地内においては、緑化に努めること 敷地境界においては、緑化に努めること 地域の特性にあった樹木の植栽に努めること 既存の樹木等は、残すように配慮すること 建築物などが周辺に与える威圧感、圧迫感及び突出感を和らげるように樹木の高さ及びその配置に配慮すること 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること

【工作物】

対象	事項	景観形成基準
工作物（共通） ・工作物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更（屋外広告物は除く。）	位置	<ol style="list-style-type: none"> 歴史的近代遺産に近接する場合は、その景観保全に配慮した位置とすること
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> 可能な限り、鉱山の歴史を感じさせる色彩、ニセアカシヤの花の色を連想させる色彩とすること 色彩を組み合わせる場合は、工作物に落ち着きをもたらせるため、使用する色彩相互の調和を図るとともに、アクセント色の使用に際しては、使用する量に十分配慮すること
	素材・材料	<ol style="list-style-type: none"> 可能な限り、鉱山の歴史を感じさせる素材・材質とすること
	遮へい又は敷地の緑化	<ol style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限り緑化すること 樹姿又は樹勢が優れた既存の樹木がある場合は、修景に生かすよう配慮すること

【建築物、工作物以外の行為】

対象	事項	景観形成基準
開発行為 ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	緑化	1 土地の区画形質の変更が行われた際には、緑化修景などの周辺環境との調和を図るために必要な措置を行うこと
	法面・擁壁の造成	1 法面の造成、擁壁の築造にあたっては、周辺環境との調和に配慮して緑化などに努めること
屋外における物品の集積又は貯蔵	集積又は貯蔵の位置及び方法	1 集積又は貯蔵を始める位置は、公衆が通行又は集合する道路などの敷地境界からできるだけ離れた位置とすること 2 敷地の境界から後退させ、かつ、集積又は貯蔵の高さをできるだけ低いものとし、積上げに際しては整然とした集積又は貯蔵とすること
	遮へい	1 敷地の周囲の植栽を行うなど、公衆が通行又は集合する道路などの場所からの遮へいに配慮すること 2 遮へいに伴う植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること 3 敷地の出入り口は、少なくすること
土石等の採取又は鉱物の掘採	採取又は掘採の方法	1 採取又は掘採に当たっては、道路に面した裏側から採取又は掘採する等周辺の道路等から見えないような方法を工夫するとともに、周辺景観への影響を緩和するように配慮すること 2 行為終了後において緑化が可能な形状となるようにすること
	遮へい	1 行為中において、山並み、田園、伝統的建造物等周辺景観への影響を緩和するように、敷地の周囲は常緑の中・高木等による緑化や周辺の道路からの遮へいに配慮すること 2 敷地の出入り口は、少なくすること
	事後措置	1 採取又は掘採後の法面等及び採取又は掘採に直接関係のない法面等は、周辺景観と調和するよう早期に緑化措置を講ずること 2 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態及び素材とするとともに、前面又は壁面に修景緑化を図ること 3 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること
土地の区画形質の変更	変更後の形状	1 極端な形質の変更が行われないように工夫するとともに、変更後の地形が周辺地形との調和が図られるように配慮すること 2 やむを得ず法面が生ずる場合は、緑化可能なよう配とすること 3 やむを得ず擁壁が生ずる場合は、周辺の景観と調和した形態とすること
	敷地の緑化又は擁壁の外観	1 行為地内の竹木は、保全するとともに、敷地の周囲は樹木等により、緑化すること 2 法面又は擁壁を含めて構造物等が生ずる場合は、自然素材を活用し、これにより難しい場合は周辺景観との調和に配慮した素材を用いること。また構造物等の前面又は壁面に、修景緑化を図ること 3 緑化に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺の樹木との調和が得られる樹種とすること

4.7. 景観資源等の質的向上に関する事項

前項の景観形成基準に加えて、小坂町の景観を向上させる観点から以下の事項について定めるものとします。

(1) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

本町固有の景観を形成している景観資源や地域の目印となって町民から親しまれている景観資源など良好な景観づくりを進める上で重要となる景観資源を維持・保全するため、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」を指定します。

なお、これらの指定にあたっては、土地・建物の所有者などとの協議を行い、「小坂町景観審議会」の意見を聴くものとします。

① 景観重要建造物の指定の方針

本町の歴史・文化などが感じられる建造物で、次に示す事項に該当する景観形成上重要な建造物を景観重要建造物として指定することができるものとします。

【指定の方針】

- 近代産業の発展に関わるなど町の歴史、文化をあらわす建造物
- 町又は地域の象徴や目印となって、多くの住民や地域住民に親しまれている建造物
- 気候風土に根ざした特徴的な形態意匠を有する建造物

② 景観重要樹木の指定の方針

地域の象徴となっている樹木で、道路・その他公共空間から確認することができるものうち、次に示す事項に該当する景観形成上重要な樹木を景観重要樹木として指定することができるものとします。

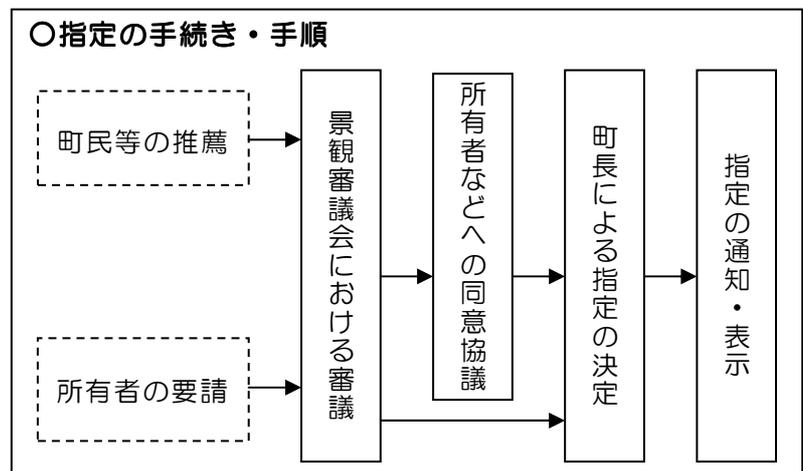
【指定の方針】

- 町又は地域の象徴や目印となって、多くの住民や地域住民に親しまれている樹木
- 外観(樹高や樹形など)に特徴があり、良好な景観づくりに寄与する樹木
- 気候風土に根ざした特徴的な外観を有する樹木
- 地域に古くからある樹木で、放置するとその維持や保全が困難なものとなる樹木

③ 指定に係る手続き

指定にあたっては、所有者・町民などからの推薦を受けるとともに町として保存することが望ましいと考える建造物・樹木について、景観審議会の審議を経て町長が指定することとします。

なお、指定に係る手続き・手順は右図のとおりとします。



(2) 景観重要公共施設等の整備に関する事項

良好な景観形成を推進するためには、町民共有の財産として日常的に目にふれる機会が多い「公共性」への配慮や整備された道路などに沿って街並み景観が形成されるなどの「基盤性」を持つ公共施設自体の景観のあり方が重要となります。

また、景観形成を行うにあたり行政が先導して町民との協働を促進することが重要であることから、今後は良好な景観形成に寄与すべき公共施設を「景観重要公共施設」に指定して積極的な景観形成を図るものとします。

なお、これらの指定にあたっては、公共施設管理者などと協議を行い、「小坂町景観審議会」の意見を聴くものとします。

【指定の方針】

- 町の景観の骨格となる軸や拠点を構成する公共施設等
- 景観資源の周辺など景観形成を一体的に推進する必要がある地域にある公共施設等
- 地域住民や事業者などが積極的に景観形成に取り組んでいる地域にある公共施設等
- 整備により周辺と一体的な景観形成の取り組みが期待できる公共施設等
- 大規模かつ重要な施設で、施設そのものが景観に大きな影響を与える公共施設等
- その他、良好な自然景観の保全、新たな景観の創出を重点的に推進すべき地域にある公共施設等

※公共建築物等は、景観重要公共施設ではなく、景観重要建造物として指定するものとします。

【指定が想定される景観重要公共施設の例】

道路	・国道282号 ・東北縦貫自動車道	・県道2号（樹海ライン） ・秋田自動車道	など
河川	・小坂川	・七滝	など
橋梁	・アカシア大橋		など
都市公園	・中央公園		など

4.8. 景観計画推進方策の検討

本町の景観は、緑豊かな自然環境を背景として、市街地や集落地、道路、河川といった多様な景観要素で構成されています。

このため、町の将来像を景観形成の側面から実現する上では、公共施設を整備・維持管理する行政はもとより、景観要素の大部分を所有あるいは維持管理・利用する町民、景観に影響を与える活動を行う事業者など、景観形成に関わる全ての主体が適切に役割分担をしながら連携することが不可欠となります。

そこで、基本目標である「鉱山が育んだ『小坂独自の文化』を継承した景観づくり」という視点に立ち、町民・事業者、行政が協力し合うための基盤となる「推進体制づくり」、行政による「町民などの主体的な取り組みへの支援」、町全体として総合的で統一的な取り組みを進めるための基本となる「ルールづくり」の3つを柱とした施策の展開に努めます。

(1) 景観計画の推進体制づくり

景観は、町民・事業者・行政などのそれぞれの取り組みの結果として生み出されるものであることから、各主体の役割分担と協働による「推進体制づくり」の取り組みを以下に示します。

① 町民・事業者が主体となった組織体制の確立

◆ 町民・事業者が主体となった組織の育成

- ・景観形成は、息の長い着実な取り組みによって実現されることから身近な景観を保全・創出するための様々な活動を重視します。このため、個人による日常的な清掃活動などはもとより、自治会や商店街組合など既存の組織を中心とした道路の緑化、花壇の設置・維持管理など、公共空間も含めた景観の魅力を高める活動の継続的な実施に努めます。

② 協働体制の構築

◆ 小坂町景観審議会の設置

- ・本町の総合的な景観施策に関わる重要事項に関する審議を行うとともに、望ましい景観形成に向けた取り組みの審査などを行う組織として「小坂町景観審議会」を設置します。

(2) 町民などの主体的な取り組みへの支援

良好な景観づくりには、町民・事業者・行政などの主体的な取り組みが重要であることから、町民などの主体的な景観づくりを支援する取り組みを以下に示します。

◆ 景観づくりに関する情報の提供

- ・町民、事業者などと景観形成の基本目標などを共有し、主体的な景観づくりの取り組みを促進するために、ホームページやパンフレットなどを通じて景観計画の周知を図ります。

(3) 景観づくりに向けたルールづくり

良好な景観づくりに向けて、一定のルールのもとで景観形成を行うための取り組みを以下に示します。

◆ 事前協議制度の導入

- ・良好な景観に対する価値観は多様であり、良好な景観形成を進めるためには基準による審査に加えて、町民・事業者・行政の協働による創意工夫が不可欠であることから、三者の協働の機会として本景観計画に基づく届出の前に協議の場を設ける事前協議制度を検討します。

◆ 重点景観形成地区における独自基準の設定

- ・地域の特性を活かした良好な景観形成を推進するため、重点景観形成地区における住民・地権者などの協議と合意に基づき、地域の景観形成方針に則した景観形成基準を設定します。

◆ 選択事項の検討

- ・農業景観を保全・創出するため、景観計画の選択事項である「景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項」について検討していきます。

◆ 公共サイン計画の検討

- ・住民や来訪者に様々な情報や案内を提供するとともに、町の景観の魅力を高めることにも寄与する質の高い案内板やサインを計画的に整備するため、「(仮称)小坂町公共サイン計画」を検討していきます。

◆ 景観条例の制定

- ・本景観計画の実効性を確かなものとすることから「小坂町景観条例」を制定します。

(1) 小坂町景観計画策定委員会

実効性のある景観計画を策定するために、様々な観点から計画案を協議する「小坂町景観計画策定委員会」を設置しました。

全体で3回の会議が開催され、その成果として「小坂町景観計画（案）」をまとめ、平成26年月3月24日に町長へ提出しました。

① 設置要綱

小坂町景観計画策定委員会要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、景観法(平成16年法律第110号)第8条に規定する景観計画

(以下「景観計画」という。)の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本町の良好な景観の形成に資するものとして景観計画を策定するため、小坂町景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 景観計画原案の策定及び調整に関すること。
- (2) その他景観計画の策定に必要な事項に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱及び任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 建築関係者
- (4) 町長が必要と認める者

(任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱及び任命の日から景観計画の策定が完了する日までとする。

2 前条の規定による委員のうち、役職により委嘱及び任命された者の任期は、その職に在職する期間中とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設課建設班において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月15日から施行する。

(会議の招集)

第6条1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後初めて開かれる会議については、町長が招集する。

② 開催記録

日 時	検 討 内 容
第 1 回 平成25年10月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観に対する認識共有 ・ 景観法及び景観計画の概要 ・ 景観構造から見た景観特性の把握 ・ 景観形成における課題の整理 ・ 景観計画の理念と目標 ・ 景観の将来像及び基本目標 ・ 景観計画区域の設定
第 2 回 平成25年12月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観の将来像及び基本目標 ・ 景観計画区域の設定 ・ 景観形成の方針 ・ 景観形成の基準 ・ 景観形成方針及び景観形成基準 ・ 景観資源の質的向上に関する事項 ・ 景観計画推進方策
第 3 回 平成25年2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観計画（素案）の検討

③ 委員名簿（敬称略・順不同）

委 員 名	職 名 等	備 考
恒 松 良 純	秋田工業高等専門学校環境都市工学科准教授	学識経験者
木 村 鋭	小坂製錬株式会社 取締役総務部長	企業関係者
熊 谷 直 美	小坂町農業委員会会長	農業関係者
小笠原 修三	元小坂町文化財保護審議会委員長	学識経験者
大 内 正 富	かづの商工会副会長	商工関係者
斉藤 留美子	設計事務所アマランス 代表	建築関係者

※ 所属は平成 26 年 2 月時点の職位

小坂町景観計画
計画書

平成 26 年 3 月
小坂町